

市立札幌病院売店・喫茶店設置運営事業企画競争実施委員会運営要綱

令和4年11月4日 病院事業管理者決裁

(目的)

第1条 市立札幌病院売店・喫茶店設置運営事業企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「受託者の選定に係る委員会」に該当）であり、この要綱は委員会の運営について定めるものとする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、企画競争方式により、最も優れた企画提案者を選定することを職務とする。

(委員及び委員長)

第3条 委員会の委員は8名とし、うち2名について外部委員をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は実施委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 委員長及び副委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経営管理部総務課庶務係において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。